

／ 制度が改正されました！ ／

美作市の住宅補助金

～美作市内に住宅を建築や購入、リフォームをした方に補助金を交付します～

住宅を購入

新築を建築・購入で

中古を購入・リフォームで

空家バンク登録住宅

貸して改修

借りて改修

リフォーム費(旧)40万円からNEW最大130万円に！(建築・購入費の1/10)

リフォーム費(旧)30万円からNEW最大50万円に！(購入・リフォーム費の1/10)

リフォーム費(旧)30万円からNEW最大50万円に！(リフォーム費の1/2)

リフォーム費(旧)30万円からNEW最大50万円に！(リフォーム費の1/2)

※取得日(登記日)で補助金の金額が変わる可能性があります。詳しくは裏面へ

◆ 下記の項目に当てはまる場合に補助金を加算します ◆

NEW	世帯全員満40歳未満	10万円	申請者とその配偶者がどちらも満40歳未満の場合(10万円/一世帯)
	児童・生徒	1人あたり10万円	世帯員に義務教育終了前の子がいる場合 ((旧)5万円→10万円/人・上限なし)
	リフォーム	上限50万円	中古住宅補助金の対象事業に併せてリフォームした場合 (支払金額の1/2・上限50万円)
	市内事業者	上限10万円	建築やリフォームを市内事業者と契約した場合 (支払金額の1/2・上限10万円)
旧制度	光ケーブル	上限3万円	対象事業に併せて光ケーブル工事をした場合 (費用の1/2・上限3万円)
	宅地購入	上限10万円	申請者、または配偶者の少なくともどちらか一方が 満50歳未満の場合(購入費用の1/2・上限10万円)

※取得日(登記日)が令和7年3月31日以前の場合は、旧制度が適用



美作市
Mimasaka-city

お問い合わせ

政策推進部 総合政策課

TEL : 0868-72-6631(R.7 5/6まで)
0868-72-6696(R.7 5/7から)

【 注意事項 】

- ・ 取得日(登記日)が令和7年3月31以前は旧制度の補助金が適用され、令和7年4月1日以降は新制度が適用される
- ・ 住宅とは、居住の用に供する建築物のことという
(住宅としてみなすには「玄関」「トイレ」「キッチン(流し台)」が設置されている必要)
- ・ 住宅の取得から1年以内を申請期限とする



	補助金等の種類	対象案件	リフォーム	市内事業者	児童生徒	光ケーブル	宅地購入
住宅を新築・購入・リフォームした者	新築住宅補助金	新築住宅 (建築・購入)	-	○	○	○	○
	中古住宅補助金	中古住宅購入	○	○	○	○	○
	ふるさと跡継ぎ支援補助金	3親等以内の親族の住宅を継承して改修	-	○	○	○	-
所有者 空家者	ふるさと我が家リフォーム補助金	空家バンク登録住宅を貸して改修	-	○	-	○	-
賃貸する者 空家を	ふるさと賃貸リフォーム補助金	空家バンク登録住宅を借りて改修	-	○	○	○	-

※旧制度の補助金制度

【 共通対象要件 】

- ・ 世帯全員が市税等に滞納がないこと
- ・ 美作市暴力団排除条例に定める暴力団員ではないこと
- ・ 補助金交付の決定後5年間居住すること
- ・ 申請者又はその世帯員の親族から購入した土地・建物は対象外とする
- ・ リフォームの場合、住宅の取得に併せてリフォームする場合に限る